

長野県環境影響評価技術委員会の意見

(新姫川第六発電所建設計画に伴う環境影響評価方法書)

[全般]

- 1 環境影響評価の実施に当たっては、新たな科学的知見を取り入れた最新の技術手法の利用に努めるとともに、文献や資料等についてはオリジナルまでさかのぼって引用し、その出典を明記すること。
- 2 環境影響評価の実施にあたっては、地域特性を考慮し、主務省令のほか「長野県環境影響評価条例（平成10年長野県条例第12号）」、「長野県環境影響評価技術指針（平成10年9月28日長野県告示第476号）」等の内容を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

[水質]

- 3 姫川からの取水量及び取水日数の増加に伴う減水区間の流況の変化による水質への影響を把握するため、中間地点においても水質と流量の調査地点を追加し、予測、評価を行うこと。
- 4 姫川の減水区間の流況変化を考慮すると、支川による負荷量の影響が相対的に大きくなるため、横川など影響が大きいと考えられる支川の影響も考慮し、より精度の高い予測評価となるよう努めること。

[植物・動物・生態系]

- 5 植物、動物及び生態系について、長野県、新潟県の最新版の「レッドデータブック」や国土交通省の「河川水辺の国勢調査」を確認し、調査、予測及び評価を行うこと。
- 6 事業実施区域の周辺には、イチョウシダ・アオチャセンシダ・トガクシデンダ・ミヤマシシガシラ・ヤシャビシヤク等重要な種や群落が生育している可能性がある。
また、流況が変化する姫川の減水区間においても希少種が生育している場合があるので、こうしたことを考慮の上、適切に現地調査を実施し、予測及び評価を行うこと。
- 7 姫川からの取水量及び取水日数の増加に伴う減水区間の流況の変化による影響を考慮し、中間地点においても魚類、底生生物の生育及び生息環境の状況について適切に把握できる調査地点を追加し、予測及び評価を行うこと。
- 8 取水地点周辺において、絶滅危惧種であるヒメギフチョウ、ギフチョウが生息しているため、食草の生育状況を含めて適切に調査を実施すること。

- 9 魚道を利用する魚類への配慮や、取水口や放流口からの魚類の迷い込みの防止についても、施設の維持管理上の環境への配慮として重要であるため、クリーンエネルギーを商品とする環境配慮企業におけるCSRの一環として、調査を実施することを検討すること。

[触れ合い活動の場]

- 10 姫川の減水区間内における釣り人の活動状況を確認し、「人と自然との触れ合い活動の場」の調査項目に加え、予測及び評価を行うことを検討すること。

参考意見（主に新潟県内の環境影響に対する環境保全の見地からの意見）

[大気質]

- 11 工事用資材等の搬出入及び建設機械の稼働により発生する粉じん等において、浮遊粒子状物質（SPM）を調査、予測及び評価の項目に加えることを検討すること。
- 12 大気質及び気象の状況の現地調査においては、地形や建物の影響が最小となる地点を適切に選定すること。

[水質・土壌汚染]

- 13 トンネル掘削や土地造成において、発生土に自然由来の重金属等が含まれるおそれがあるため、工事現場及び土捨場の周辺地域における河川、地下水等への影響について、調査、予測及び評価を行うこと。

[地形・地質]

- 14 「地形・地質」は他の項目の予測における基礎的な情報となる環境要素であり、事業計画地が険しい地形、特殊な地質、地すべり地帯であることを踏まえ、「地形・地質」を環境影響評価の項目として選定することを検討すること。

また、環境影響評価準備書において「地すべりの分布と計画との関係」、「蛇紋岩の分布」、「糸魚川静岡構造線との関係」等の情報を、住民にも分かりやすく、丁寧に説明すること。

[その他]

- 15 国道148号から分岐した先の土捨場への走行ルートは、幅員が狭い区間があり、一部には人家が沿道にあるため、住民の歩行や地元車両の通行上の安全確保について、十分に配慮すること。